

令和8年度
「金細工工芸縫製研修業務委託」
企画提案公募要領

令和8年2月
沖縄県商工労働部
沖縄県工芸振興センター

企画提案公募要領

沖縄県では、「金細工工芸縫製研修業務」の実施に関する委託先について、以下の要領で広く公募します。受託を希望される方は、公募内容をご理解の上、応募して下さい。

※本件は、次年度（令和8年度）の当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる事業です。県議会において当初予算案が否決された場合は契約を締結しないことがありますので、あらかじめご了承下さい。

1. 業務の概要

(1) 業務名

令和8年度金細工工芸縫製研修業務

(2) 事業概要

伝統的な歴史を有する金細工と伝統染織物の二次加工技術である工芸縫製の2分野については、近年需要が増加しており、工芸分野として拡充している現状がある。しかし、現状において県内でこの分野の技術習得できる環境がないことから、本事業において公募により研修希望者を募り、研修を実施するものとする。

(3) 契約期間

契約締結日～翌年3月31日（水）

(4) 提案総額の上限額

8,527千円以内（消費税および地方消費税を含む）

この金額は、企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額ではない。

2. 応募に係る内容

別添の業務委託仕様書のとおり

3. 応募資格

申請者は次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 本公募要領及び令和8年度金細工工芸縫製研修業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に記載された趣旨を全て了解する者であること。
- (3) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること。
- (4) 雇用する労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払っていること。
- (5) 労働関係法令を遵守していること。
- (6) 県民税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

- (7) 沖縄県内に本社を置く法人であること。
- (8) 県内において業務進捗状況又は業務内容に関する打ち合わせに対して、迅速かつ円滑に対応できる体制を有すること。
- (9) 本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- (10) 共同企業体で業務を実施する場合は、以下の要件を満たすこと
 - ア 共同企業体を代表する事業者が応募申請すること。
 - イ 共同企業体の構成員は、上記応募資格(1)～(6)の要件を満たすこと。
 - ウ 共同企業体を代表する事業者が、上記応募資格(7)～(9)の要件を満たすこと。
 - エ 共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員となって応募する、又は単体として応募するなど、重複して応募する者でないこと。
 - オ 共同企業体を代表する事業者は、業務目的の達成のため他の共同企業との連携を密にし、各業務の推進及び成果の達成を図ること。
- (11) 1 提案者（共同企業体で業務を実施する場合は 1 共同企業体）につき、提案は 1 件であること。

(※) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項

第 167 条の 4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

4. 応募方法等

(1) 説明会

日時：令和 8 年 2 月 26 日（木）11 時（予定）

場所：おきなわ工芸の杜 3 階 沖縄県工芸振興センター会議室

参加希望がある場合には、電話、電子メール又は F A X により、担当まで電話連絡し申し込むこと。

ア) 申込期限 令和 8 年 2 月 24 日（火）17:00

イ) 申込場所 「11 問い合わせ先」のとおり

(2) 応募に係る質問

本公募要項及び業務委託仕様書等に関して質問がある場合には、質問書【様式 9】を電子メール又は F A X によって提出することとし、送付後速やかに担当まで電話連絡し、受信の確認を行うこと。

ア) 提出期限 令和 8 年 3 月 5 日（木）17:00（厳守）

イ) 提出場所 「12 問い合わせ先」のとおり

※質問に対する回答は、応募検討事業者にメール又は F A X にて送付します。

(3) 応募書類等の提出

応募書類等の提出は、次により持参又は郵送により行うこと。

なお、郵送の場合は、書留郵便等、記録が残る方法で行うものとし、提出期限内に到着すること。

ア) 提出期限 令和8年3月10日(火) 17時(厳守)

イ) 提出場所 「11 問い合わせ先」のとおり

5. 提出書類及び必要部数等

(1) 提出書類

ア 応募申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【様式1】

イ 企画提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【様式2】

ウ 法人概要表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【様式3】

エ 積算見積書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【様式4】

オ 執行体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【様式5】

カ 実績書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【様式6】

キ 誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【様式7】

ク 労働保険、健康保険及び厚生年金保険に加入していることが確認できる書類(加入義務がない場合を除く。)なお、社会保険に加入義務がない場合は、その理由に関する申出書【様式8】を提出すること。

ケ 定款又は寄附行為(法人格を有しない場合は、運営規約に相当するもの)

コ 直近2事業年度の決算報告書(貸借対照表、損益計算書等)又はこれに類する書類

サ 直近2年間の都道府県税(法人の場合は法人事業税及び法人県民税、個人事業主の場合は個人事業税)について滞納がないことを証明する書類。

※3ヶ月以内のもの

シ 消費税について未納がないことを証する証明書 ※3ヶ月以内のもの

ス 共同企業体の場合は、協定書を添付。

※共同企業体の場合、上記キ～スについては、構成員ごとに作成し提出すること。

(2) 提出部数

7部(正本1部、副本6部)。正本はすべて原本とし、副本はア～クの複写とする。

(3) その他

企画提案書の内容については、今後の契約の基本方針となるため、提案の委託費総額内で実現が確約されることのみ記載すること。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがある。

6. 委託事業者の選定

(1) 評価方法

第一次審査 3の応募資格等を満たしているかの書面審査を行った上で、第二次評価（プレゼンテーション評価）として沖縄県商工労働部内に設置する企画提案評価委員会において評価を行い選定する。

(2) 評価基準

第二次評価においては、以下の評価基準に基づいて総合的な評価を行う。

- ア 業務の趣旨と企画提案のコンセプトが合致していること。
- イ 確実かつ円滑に委託業務を遂行できる能力、体制を有していること。
- ウ 業務を効果的に実施するための企画提案の内容や業務実施の方法について具体性のある業務計画であること。
- エ 業務を実施するにあたり、妥当な積算となっていること。

(3) 第二次評価（プレゼンテーション評価）

- ア 日時：令和8年3月17日（火）13：00 ※予定
- イ 場所：おきなわ工芸の杜3階 沖縄県工芸振興センター会議室
- ウ 提出資料に基づき説明することとし、資料の追加及びパソコン、タブレット、プロジェクター等の機器の使用は認めない。
- エ 評価会場への入場者は3名以内とする。
- オ プレゼンテーション時間は1社あたり30分（説明20分、質疑応答10分）を予定し、評価を行う。
※プレゼンテーションを行う時間帯については、後日連絡する。

(4) 結果の通知

令和8年4月1日（水）以降に書面にて通知する。

7 契約

(1) 契約の締結

選定された申請者と委託業務の内容及び額を協議した上で、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、年度毎に随意契約を締結する。

(2) 契約額の決定

契約金額については、委託先候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。なお、提出された経費見積書と同額とならない場合がある。

(3) 委託料の支払い

受託者から提出される報告書を基に、受託者が業務の実施に要した経費等から支払うべき額を確定する「精算」の方法をとる。ただし、受託者の請求により必要と認められる場合は、概算払いを行う。

(4) 契約条項

委託先候補者との協議事項とする。

(5) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約

締結前に納付する必要がある。ただし、沖縄県財務規則第 101 条第 2 項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

※) 契約保証金について (抜粋)

第 101 条 地方自治法施行令第 167 条の 16 第 1 項の規定による契約保証金の率は、
契約金額の 100 分の 10 以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令 (昭和 22 年勅令第 165 号) 第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

(3) 地方自治法施行令第 167 条の 5 及び地方自治法施行令第 167 条の 11 に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去 2 箇年間に国 (独立行政法人、公社及び公団を含む。) 又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて、誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

8. スケジュール (予定)

決定までのスケジュールは以下のとおり。都合により変更する場合もある。

令和 8 年 2 月 19 日 (木)	公募開始
2 月 26 日 (木) 11 時	公募説明会
3 月 5 日 (木) 17 時	質問書提出締切
3 月 10 日 (火) 17 時	応募書類提出締切 (必着)
3 月 17 日 (火) 13 時	※予定 二次評価 (プレゼンテーション評価)
4 月 1 日 (水) 以降	結果通知、契約

9. 経費の計上

(1) 経費の区分

本業務の対象とする経費は、業務の遂行に直接必要な経費及び業務成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりである。

経費項目	内容
I. 人件費	業務に直接従事する者の直接作業時間に対する人件費
II. 事業費	
謝金	謝金（会議・講演会・シンポジウム等に出席した外部専門家等に対する謝金、講演・原稿の執筆・研究協力等に対する謝金等）
旅費	国内出張に係る経費
会場費	会議、講演会、シンポジウム等に要する経費（会場借料、機材借料等）
消耗品費	消耗品。（ただし、当該業務のみで使用されることが確認できるもの）の購入に要する経費 ※消耗品とは「沖縄県財務規則第 153 条第 5 項」に定めるものとする。
原材料費	消耗品費に属さないもの（ただし、当該業務のみで使用されることが確認できるもの）の購入に要する経費
通信運搬費	郵便料、運送料、通信・電話料等に要する経費
印刷製本費	業務で使用するパンフレット・リーフレット、業務成果報告書等の印刷製本に関する経費
その他諸経費	当該業務のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの 例) － 外注費（受託者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者に外注するために必要な経費(請負契約)） － 借料及び損料（機械器具等のリース・レンタルに要する経費） － 光熱水料（電気、水道、ガス。例えば、研修施設等について、専用のメータの検針により当該業務に使用した料金が算出できる場合） － 翻訳通訳、速記費用
III. 再委託費	県との取決めにおいて、受注者が当該業務の一部を他者に行わせる（委任又は準委任する）ために必要な経費
IV. 一般管理費	業務を行うために必要な経費であって、当該業務に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締

	結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた間接経費（Ⅰ．人件費＋Ⅱ．事業費（外注費を除く）の10%以内を上限とする（小数点以下切り捨て）
--	--

(2) 直接経費として計上できない経費

- ア) 業務実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- イ) その他業務に関係のない経費

10. その他留意事項

- (1) 書類提出に当たって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 応募書類の作成、プレゼンテーション及び質疑応答への出席に要する費用は応募者の負担とし、提出書類等は返却しない。
- (3) 提出された企画提案書、評価内容、評価経過については公表しない。

11. 問い合わせ先

〒901-0241 沖縄県豊見城市豊見城1114番1

沖縄県工芸振興センター(大城、伊藤)

TEL 098-987-0380

FAX 098-987-0381

E-mail xx054110@pref.okinawa.lg.jp